

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（税務課）	17
○北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（国民健康保険課）	17
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（事業調整課）	20
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	21
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（漁業管理課）	21
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	21
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	22
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	22
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	22
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	22
○土地収用法による土地の立入りの通知.....（建設部総務課）	23
○道路の供用の開始.....（道路課）	23
○水防警報河川の指定.....（河川課）	23
道立江差病院告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	23

規 則	則
特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成20年9月12日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第90号	
特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第12条第1項の表の第2号」を「第12条第1項の表の第1号」に、「第45条第1項の表の第2号」を「第45条第1項の表の第1号」に改める。

第13条第1項第1号中「次項に」を「以下この条に」に、「3億円（次項第1号に規定する業種に係るものにあつては、5億円）」を「2億円（総務省令第1条第6号に規定する農林漁業関連業種に係るものにあつては、5,000万円）」に改める。

第15条第1項中「若しくは第2号」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第13条の規定は、平成20年8月22日以後に設置された施設について適用し、同日前に設置された施設については、なお従前の例による。

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第91号

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則
北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則（平成17年北海道規則第132号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア 当該年度の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）第29条の6第1項に規定する当該各号イに掲げる額の見込額を当該年度の同項に規定する当該各号ロに掲げる額の見込額で除して得た割合（以下この号において「特別事情控除前の地域差指数」という。）が100分の114を超える場合 当該年度の同項に規定する当該各号イに掲げる額の見込額から当該年度の前々年度の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第2条の2第2項の規定により算定した額を控除した額を当該年度の施行令第29条の6第1項に規定する当該各号ロに掲げる額の見込額で除して得た割合

第2条第2号中「一般被保険者の」を「被保険者の」に、「おける一般被保険者」を「おける被保険者」に、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「省令」という。）第5条第1項第1号ロに規定する一般被保険者に係る」を「施行令第29条の7第2項第4号（施行令附則第6条から第11条までの規定により読

み替えて適用する場合を含む。)に規定する」に、「平均一般被保険者数(同号イに規定する平均一般被保険者数)」を「平均被保険者数(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10号。以下「省令」という。))第5条第1項第1号イに規定する平均被保険者数」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に、「平均一般被保険者数の」を「平均被保険者数の」に改め、同条第3号中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等被保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「政令」という。))」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改め、「(省令第5条第1項第2号ロに規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。))」を削る。

第5条第1項第1号中「法」を「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。))」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 省令第4条第1項第2号イに掲げる額
- (3) 省令第4条第1項第3号イに掲げる額
- (4) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において法第82条第1項に規定する事業(法第72条の5に規定する特定健康診査等に係るものを除く。)に要した費用の額(その額が平均被保険者数に700円を乗じて得た額を超えときは、当該市町村の平均被保険者数に700円を乗じて得た額)

第5条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 省令第4条第1項第2号イに掲げる額

第6条中「及び第2号」を「から第3号まで」に、「第3号及び第4号」を「第4号から第6号まで」に改め、同条第1号中「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同号ア中「一般被保険者に係る法第72条の2の2第1項」を「被保険者に係る法第72条の3第1項」に、「一般被保険者数の」を「被保険者の数の」に、「平均一般被保険者数」を「平均被保険者数」に改め、同号イ中「一般被保険者数の」を「被保険者の数の」に、「平均一般被保険者数」を「平均被保険者数」に改め、同条第4号ア中「第703条の4第19項」を「第703条の4第23項」に、「第72条の2の2第1項」を「第72条の3第1項」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同号イ中「第703条の4第19項」を「第703条の4第23項」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同号ア中「一般被保険者に係る法第72条の2の2第1項」を「被保険者に係る法第72条の3第1項」に、「一般被保険者数の」を「被保険者の数の」に、「平均一般被保険者数」を「平均被保険者数」に改め、同号イ中「一般被保険者数の」を「被保険者の数の」に、「平均一般被保険者数」を「平均被保険者数」に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) アに掲げる額とイに掲げる額に被保険者の所得比を乗じて得た額との合算額

ア 当該年度における地方税法第703条の4第14項の被保険者均等割総額及び世帯別平

等割総額の道内全市町村の合算額から当該年度における被保険者に係る法第72条の3第1項の規定による繰入金(地方税法第703条の4第2項に規定する後期高齢者支援金等課税額に係る額に限る。)の道内全市町村の合算額を控除して得た額を当該年度の保険料の賦課期日における被保険者の数の道内全市町村の合計数で除して得た額に当該市町村の平均被保険者数を乗じて得た額

イ 当該年度における地方税法第703条の4第14項の所得割総額及び資産割総額の道内全市町村の合算額を当該年度の保険料の賦課期日における被保険者の数の道内全市町村の合計数で除して得た額に当該市町村の平均被保険者数を乗じて得た額

第6条第2号ア中「第72条の2の2第1項」を「第72条の3第1項」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同号イ中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同号を同条第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) アに掲げる額とイに掲げる額に被保険者の所得比を乗じて得た額との合算額

ア 当該年度における施行令第29条の7第3項第2号の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の道内全市町村の合算額から当該年度における被保険者に係る法第72条の3第1項の規定による繰入金(施行令第29条の7第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額に係る額に限る。)の道内全市町村の合算額を控除して得た額を当該年度の保険料の賦課期日における被保険者の数の道内全市町村の合計数で除して得た額に当該市町村の平均被保険者数を乗じて得た額

イ 当該年度における施行令第29条の7第3項第2号の所得割総額及び資産割総額の道内全市町村の合算額を当該年度の保険料の賦課期日における被保険者の数の道内全市町村の合計数で除して得た額に当該市町村の平均被保険者数を乗じて得た額

附則に次の3項を加える。

- 6 退職被保険者等所属市町村(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。)について、第2条、第5条及び第6条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1号ア	第29条の6第1項	附則第3条の規定により読み替えられた施行令第29条の6第1項
第2条第2号	被保険者の	一般被保険者の
	おける被保険者	おける一般被保険者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。))附則第6条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)

	平均被保険者数	平均一般被保険者数	
	第5条第1項第1号イ	附則第2条の規定により読み替えられた省令第5条第1項第1号イ	
	を被保険者	を一般被保険者	
第5条第1項第1号	第4条第1項第1号イ	附則第2条の規定により読み替えられた省令第4条第1項第1号イ	
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）	法	
	第4条第2項	附則第2条の規定により読み替えられた省令第4条第2項	
第5条第1項第2号	第4条第1項第2号イ	附則第2条の規定により読み替えられた省令第4条第1項第2号イ	
第5条第1項第3号	第4条第1項第3号イ	附則第2条の規定により読み替えられた省令第4条第1項第3号イ	
第5条第1項第4号	が平均被保険者数	が平均被保険者数（省令第5条第1項第1号イに規定する平均被保険者数をいう。以下この号において同じ。）	
第5条第2項第1号	第4条第1項第1号イ	附則第2条の規定により読み替えられた省令第4条第1項第1号イ	
	第4条第2項	附則第2条の規定により読み替えられた省令第4条第2項	
第5条第2項第2号	第4条第1項第2号イ	附則第2条の規定により読み替えられた省令第4条第1項第2号イ	
第6条第1号	被保険者の	一般被保険者の	
	第29条の7第2項第2号	附則第4条第1項の規定により読み替えられた施行令第29条の7第2項第2号	
	被保険者に係る法第72条の3第1項	一般被保険者に係る法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項	
	第29条の7第1項	附則第4条第1項の規定により読み替えられた施行令第29条の7第1項	
	平均被保険者数	平均一般被保険者数	
第6条第2号	被保険者の	一般被保険者の	
	第29条の7第3項第2号	附則第4条第1項の規定により読み替えられた施行令第29条の7第3項第2号	
	被保険者に係る法第72条の3第1項	一般被保険者に係る法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項	
	第29条の7第1項	附則第4条第1項の規定により読み替えられた施行令第29条の7第1項	
	平均被保険者数	平均一般被保険者数	
	第29条の7第4項第2号	附則第4条第1項の規定により読み替えられた施行令第29条の7第4項第2号	
第6条第3号	第72条の3第1項	附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項	
	第29条の7第1項	附則第4条第1項の規定により読み替えられた施行令第29条の7第1項	
	被保険者のうち	一般被保険者のうち	
第6条第4号	被保険者の	一般被保険者の	
	第703条の4第4項	附則第38条の規定により読み替えられた地方税法第703条の4第4項	
	被保険者に係る法第72条の3第1項	一般被保険者に係る法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項	
	第703条の4第2項	附則第38条の規定により読み替えられた地方税法第703条の4第2項	
	平均被保険者数	平均一般被保険者数	
第6条第5号	被保険者の	一般被保険者の	
	第703条の4第14項	附則第38条の規定により読み替えられた地方税法第703条の4第14項	
	被保険者に係る法第72条の3第1項	一般被保険者に係る法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項	
	第703条の4第2項	附則第38条の規定により読み替えられた地方税法第703条の4第2項	
	平均被保険者数	平均一般被保険者数	

第6条第6号	第703条の4第23項	附則第38条の規定により読み替えられた 地方税法第703条の4第23項
	第72条の3第1項	附則第9条第1項の規定により読み替え られた法第72条の3第1項
	第703条の4第2項	附則第38条の規定により読み替えられた 地方税法第703条の4第2項
	被保険者のうち	一般被保険者のうち

7 平成25年3月31日までの間、市町村（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、第5条及び第6条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項第2号及び第2項第2号	第4条第1項第2号イ	附則第3条第1項の規定により読み替え られた省令第4条第1項第2号イ
第6条第1号	第29条の7第2項第2号	附則第5条第1項の規定により読み替え られた施行令第29条の7第2項第2号
	第29条の7第1項	附則第5条第1項の規定により読み替え られた施行令第29条の7第1項
第6条第2号	第29条の7第3項第2号	附則第5条第1項の規定により読み替え られた施行令第29条の7第3項第2号
	第29条の7第1項	附則第5条第1項の規定により読み替え られた施行令第29条の7第1項
第6条第3号	第29条の7第4項第2号	附則第5条第1項の規定により読み替え られた施行令第29条の7第4項第2号
	第29条の7第1項	附則第5条第1項の規定により読み替え られた施行令第29条の7第1項
第6条第4号	第703条の4第4項	附則第38条の3の規定により読み替えら れた地方税法第703条の4第4項
	第703条の4第2項	附則第38条の3の規定により読み替えら れた地方税法第703条の4第2項
第6条第5号	第703条の4第14項	附則第38条の3の規定により読み替えら れた地方税法第703条の4第14項
	第703条の4第2項	附則第38条の3の規定により読み替えら れた地方税法第703条の4第2項

第6条第6号	第703条の4第23項	附則第38条の3の規定により読み替えら れた地方税法第703条の4第23項
	第703条の4第2項	附則第38条の3の規定により読み替えら れた地方税法第703条の4第2項

8 平成25年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第6項の規定により読み替えられた第5条及び第6条の規定を適用する場合においては、同項の規定により読み替えられた第5条第1項第2号及び第2項第2号中「附則第2条」とあるのは「附則第3条第2項の規定により読み替えられた、省令附則第2条」と、附則第6項の規定により読み替えられた第6条第1号から第3号までの規定中「附則第4条第1項」とあるのは「附則第5条第2項の規定により読み替えられた、施行令附則第4条第1項」と、同条第4号から第6号までの規定中「附則第38条」とあるのは、「附則第38条の3の規定により読み替えられた、地方税法附則第38条」とする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の規定は、平成20年度分の北海道国民健康保険調整交付金から適用する。
- 退職被保険者等所属市町村（国民健康保険法（昭和33年法律第129号）附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。）について、この規則による改正後の北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）附則第6項の規定により読み替えられた改正後の規則第5条の規定を適用する場合においては、同項の規定により読み替えられた同条第1項第1号中「第4条第1項第1号イ」とあるのは、「第4条第1項第1号イ（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第77号）附則第11条第3項（同条第4項から第6項までの規定において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項第1号において同じ。）」とする。

告

示

北海道告示第588号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
農業農村整備事業総合情報システム修正業務 一式

- 2 落札を決定した日
平成20年8月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社H B A
 - (2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 落札金額
59,325,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成20年6月27日付け北海道告示第426号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道農政部農村振興局事業調整課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（網走東部地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗きょ排水、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成20年9月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第590号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船海王丸上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成20年7月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 函東工業株式会社
 - (2) 住 所 函館市浅野町3番11号
- 4 落札金額
57,960,000円
- 5 競争の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成20年6月13日付け北海道告示第402号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第591号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 留萌郡小平町字大楯351の1、351の17、352の1、353の1
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び小平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第592号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 上磯郡木古内町字大釜谷123（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 虻田郡ニセコ町字ニセコ510の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 放送設備用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字目黒212の1・213の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第593号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町トライベツ381（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第594号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 虻田郡ニセコ町字ニセコ510の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解 除 の 理 由 放送設備用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及びニセコ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第595号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 苫前郡羽幌町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 羽幌町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 宗谷郡猿払村（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第596号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成20年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 起 業 者 の 名 称 国土交通大臣
2 事 業 の 種 類 一般国道39号改築工事（北見道路・北見インターチェンジ（仮称）から東十号インターチェンジ（仮称）まで）、これに伴う用排水路、送電線、道道及び市道付替工事並びに送電線及び道道付替工事に伴う附帯工事
3 立ち入ろうとする土地の区域 北見市北上747番、748番、707番1、707番3、707番5、707番6、707番7、707番8及び707番9
4 立 入 期 間 平成20年10月14日から10月23日まで

北海道告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 幌糠小平停車場線	留萌郡小平町字岐富5番5地先から 留萌郡小平町字豊岡68番1地先まで	平成20.9.12

北海道告示第598号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成20年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

水系名	河川名	水 防 警 報 区
		左 岸 右 岸
流溪川	幹 川 流溪川	北斗市水無11番2地先の函館江差自動車道水無橋下流端から海まで 北斗市三好60番1地先の函館江差自動車道水無橋下流端から海まで

道 立 江 差 病 院 告 示

北海道立江差病院告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年9月12日

北海道立江差病院長 中 田 智 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
全身用コンピューター断層撮影装置 一式
2 落札を決定した日
平成20年8月27日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社常光
(2) 住 所 東京都文京区本郷3丁目19番4号
4 落札金額
133,350,000円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
平成20年7月18日付け北海道立江差病院告示第20号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立江差病院庶務課
(2) 所在地 檜山郡江差町字伏木戸町484番地

